

法人会ニュース


 福岡中部法人会
 ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆（オンラインセミナー）年末調整実践セミナー
- ◆ 福岡地区五法人会共催講演会のご案内
- ◆ 「税を考える週間協賛行事」のご案内
- ◆ 「年末調整説明会」のご案内
- ◆ 花いっぱい運動のご協力をお願い
- ◆ （第10支部）清水ふれあいまつりのご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容		
10	6	(月)	税制委員会	15:00～16:00	於：事務局会議室
10	8	(水)	障がい者就労支援セミナー	12:00～16:00	於：八 仙 閣
10	8	(水)	リスクマネジメントセミナー(第2回目)	14:00～17:00	於：AIG福岡ビル 大会議室
10	9	(木)	リスクマネジメントセミナー(第2回目)	14:00～17:00	於：AIG福岡ビル 大会議室
10	10	(金)	租税教室（第13支部）	9:35～12:05	於：柏 原 小 学 校
10	15	(水)	花いっぱい運動	14:30～16:00	於：中央区舞鶴地区
10	16	(木)	全法連 全国大会（高知大会）	12:00～	於：高知県立県民文化ホール
10	27	(月)	パソコン講座（Excel実践講座）1日目	10:30～16:30	於：新日本企画 オープンカレッジ福岡校
10	28	(火)	パソコン講座（Excel実践講座）2日目	10:30～16:30	
10	29	(水)	正副会長会議	15:00～15:50	於：福岡ガーデンパレス
10	29	(水)	理事会	16:00～17:00	於：福岡ガーデンパレス
10	30	(木)	外部監査		

●支部の行事

月	日	曜	内容		

●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
10		()	役員会	未 定	於：
10	23	(木)	(県連) 青連協 親睦ゴルフコンペ	9:04～	於：ザ・クラシックゴルフ倶楽部

●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
10	17	(金)	バス研修		於：熊 本 方 面

(I) 税務カレンダー

- 10月10日 ● 源泉所得税の納付
- 10月15日 ● 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
- 10月31日 ● 8月決算法人の確定申告
- 2月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないと損する税情報

『イノベーションボックス税制（イノベーション拠点税制）』

税 理 士 堤 一 博

「イノベーションボックス税制（イノベーション拠点税制）」（以下、イノベーションボックス税制という）とは、イノベーションに関する国際競争が激化する中、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすることを目的として、企業が主に「国内で」、「自ら」開発した知財に限る。（令和6年4月1日以降に取得または製作したもの）特許権・AI関連のソフトウェアに係るプログラムの著作物から生じる譲渡益やライセンス料に対して30パーセントを所得控除する制度です（租税特別措置法第59条の3（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例））。

このイノベーションボックス税制は、生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進を目的に、令和6年度税制改正で導入されました。

研究開発投資に対する税制面での支援措置としては、このイノベーションボックス税制の他に研究開発税制（租税特別措置法第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除））があります。

この両者の関係は、研究開発税制が企業の研究開発投資額の一定割合を法人税額から税額控除できる制度で、研究開発支出を支援する制度であり、入り口での支援を行うものであるのに対し、イノベーションボックス税制はその企業が国内で自らが研究開発を行った特許権又はAI関連のプログラム著作権から生じる国内外からのライセンス所得又は国内への譲渡所得に対して一定の割合（30%）の所得控除できる制度で、出口での支援を行うものであるといえます。

イノベーションボックス税制の概要は、以下のとおりです。

【対象法人】

イノベーションボックス税制の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人です。

（注；ただし、知的財産由来の所得を得ている法人である必要があります）

【対象事業年度】

その対象事業年度は、2025（令和7）年4月1日から2032（令和14）年3月31日までの間に開始する各事業年度の7年間です。この7年間というのは、特許権が収入を稼得する平均的な期間が概ね7年程度であることに由来しているようです。

【措置内容】

対象所得についてその事業年度において最大30%損金算入（所得控除）

【対象知的財産】

対象となる知的財産は、対象法人が「2024（令和6）年4月1日以降に取得または製作をした特許権またはAI関連のプログラムの著作物です。



【対象取引】

本制度の対象となる特許権譲渡等取引とは、次の①及び②の取引を言います。

- ① 居住者又は内国法人に対する特定特許権等の譲渡（関連者に対する特定特許権等の譲渡を除く）
- ② 他の者に対する特定特許権等の貸付け（子会社等の関連者に対するものを除く）

ここでいう「特定特許権等」とは、特許権、人工知能関連技術を活用したプログラム著作物として一定のもの（適格特許権等）であって、適用対象法人が2024（令和6）年4月1日以後に取得又は製作をしたものをいいます。また、「適格特許権等」とは、イノベーションボックス税制の適用対象となる特許権や人工知能(AI)関連技術を活用したプログラムの著作物のうち、日本の国際競争力強化に資するものとして、財務省令で定められたものを指します。（産業競争力法及び関連法規に基づき、経済産業省が確認・証明書交付したもの）

【適用対象所得金額】

適用対象所得金額は、上記【対象取引】①の譲渡に係る所得金額及び②の貸付けに係る所得金額です。

適用事業年度において行った特許権譲渡等取引ごとに、その所得の金額に研究開発割合（自己創出比率）を乗じて計算した金額の合計額です。特許権譲渡等取引に係る所得の金額とは、益金算入の特許権譲渡等取引に係る収益の金額から、損金算入の譲渡原価の額、特許権等の出願、審査、登録又は維持に要する費用の額等の金額の合計額を減算した金額とされています。なお、自己創出比率については、経過措置期間中（2025（令和7）年4月1日～2027（令和9）年3月31日）に開始する事業年度については、一定の場合を除き経過措置が適用され、本制度の対象となる所得の金額を算出する際に、経過措置研究開発費割合を用いることになります。

【所得控除の金額】

本制度の適用により損金の額に算入される金額は、上記の適用対象所得金額（制度対象所得金額）と、本制度を適用しないで計算した場合の所得の金額から繰越欠損金を控除した金額（対象事業年度の所得金額（所得基準額））のうち、いずれか少ない金額の30%相当額とされています。

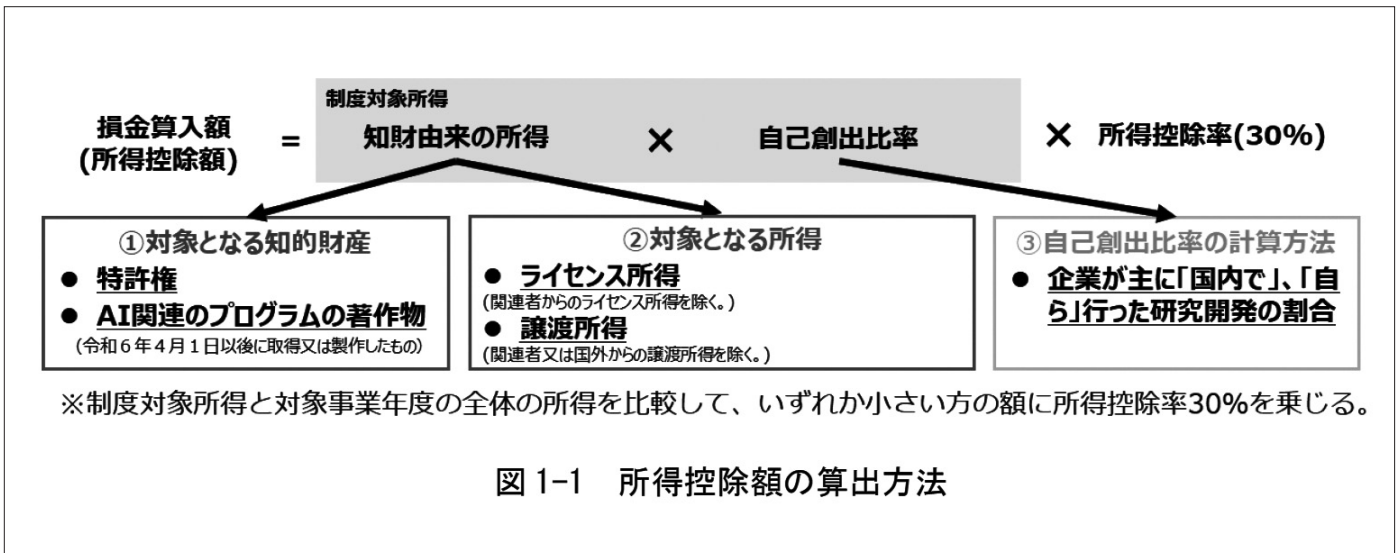


図 1-1 所得控除額の算出方法

出典：「イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）ガイドライン（令和7年3月 経済産業省）」から抜粋

【申告】

イノベーションボックス税制の適用を受けるためには、青色確定申告書等に損金の額に算入される金額の記載を行うとともに、損金の額に算入される金額の計算に関する明細書、その他一定の事項を記載した経済産業省において確認・証明した書類の写し等を添付する必要があります。

【まとめ】

大急ぎでイノベーションボックス税制を俯瞰的に説明しましたが、まだまだ実務的には記述しておくべき事項はあります。また、適用に向けては、経済産業省の確認・証明の手続の他に、研究開発費用の集計をはじめかなりの事務量を要するものと見込まれます。

まずは、経済産業省ホームページから公開されている「イノベーションボックス税制」に関する項目で検索を行い、【当該HPのURL；https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/innovation_tax_event_archive.html】ガイドラインを熟読して、自社の保有する知的財産権等が対象となり得るかを吟味しておく必要があります。かなりのボリュームがありますが、このガイドラインでは、対象となる知的財産権とその留意点、知的財産権由来の所得の具体例、自己創出比率計算の具体例、経済産業省による証明書の交付手続き、その他参考様式などが盛り込まれていることを申し添えます。

今後の動向についても目を離すことはできない制度といえると思います。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時 間	主 催	行 事	会 場
2025	10	8(水)	12:00～16:00	本 部	福岡地区五法人会共催セミナー 障がい者就労支援セミナー(チラシは9月号に封入済)	八仙閣 本店
		8(水)	14:00～17:00	〃	リスクマネジメントセミナー(チラシは9月号に封入済)3回シリーズ2回目	AIG 福岡ビル 大会議室
		9(木)	14:00～17:00	〃	〃	AIG 福岡ビル 大会議室
		9(木)	予約制	本 部 福岡税務署	「キャッシュレス納付説明会」(チラシは7月号に封入済)	福岡税務署 5階大会議室
		22(水)	〃	〃	〃	〃
		27(月)	10:30～16:30	〃	パソコン講座(エクセル実践)1/2日目(チラシは9月号に封入済)	サンセルコビル
		28(火)	10:30～16:30	〃	パソコン講座(エクセル実践)2/2日目	〃
		29(水)	15:00～15:50	〃	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		29(水)	16:00～17:00	〃	理事会	〃
	11	5(水)	14:00～17:00	本 部	リスクマネジメントセミナー(チラシは9月号に封入済)3回シリーズ3回目	AIG 福岡ビル 大会議室
		6(木)	14:00～17:00	〃	〃	AIG 福岡ビル 大会議室
		10(月)	予約制	本 部 福岡税務署	「キャッシュレス納付説明会」(チラシは7月号に封入済)	福岡税務署 5階大会議室
		11(火)	14:00～15:30	〃	福岡地区五法人会共催講演会(チラシは10月号に封入)	ソラリア西鉄ホテル福岡
		13(木)	15:00～17:00	〃	税を考える週間協賛行事(チラシは10月号に封入)	アクロス福岡
		17(月)	午前の部・午後の部	〃	年末調整等説明会(チラシは10月号に封入)	福岡市南市民センター
		27(木)	〃	〃	〃	F F G ホール
	12	15(月)	予約制	本 部 福岡税務署	「キャッシュレス納付説明会」(チラシは7月号に封入済)	福岡税務署 5階大会議室

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)